

石垣市観光協会公式サイトバナー広告管理運営規定

(目的)

第1条 本会事業の一環として、石垣市観光協会公式サイトにバナーを設置し、会員向けに貸し出し管理運営にあたり、と共に、本会事業運営資金とする。

(掲載期間)

第2条 原則として1ヶ月単位とする。

(募集時期)

第3条 随時募集。ただし、バナー広告枠が定数に達し次第締め切るものとする。バナー枠に空きが出た場合は、当会発行の「南島新聞」又は会員専用ページにて募集をかける。

(掲載基準)以下に該当する広告は掲載できません。

- 第4条
1. 責任または所在が不明なもの。
 2. 非会員の企業。
 3. 社会的秩序を乱す表現あるいはコンテンツ。
 4. 商標、著作権、写真等が無断で使用したもの。
 5. その他、本会が不適切と判断したもの。

(料金及びサイズ)

- 第4条
1. バナー広告料・各枠のバナーサイズは下記の表の通りとする。
 2. 設置位置はサイト左最上段と下段の2箇所とする。
 3. 料金は、原則として1ヶ月単位の支払いとする。

設置場所	枠数	バナー広告サイズ	月使用料
石垣市観光協会公式サイトトップページ	18 枠	左最上段 160 ピクセル×160 ピクセル	5,000 円
		下段 160 ピクセル×65 ピクセル	

(申込方法)

- 第5条
1. 原則として本会事務局において申込書、使用料、バナーデータを添えて申し込むものとする。
 2. 広告掲載はバナー広告掲載料金納入後に掲載するものとする。
 3. 申込は先着順とし、定数に達し次第締め切るものとする。
 4. バナー広告データはメールでの受取りまたは電子媒体での持込とする。

(禁止事項)

1. 本会会員のサイト以外へのリンクを禁止する。

(途中解約)

- 第6条
1. 使用会員が使用申込期間中に本会を退会した場合や、解約した場合は、残存期間の使用料は返金しないこととする。
 2. また、使用会員が本会会費を6ヶ月以上滞納し、再三の催促にも拘らず入金がなされない場合は、本会「会費納入に関する規約」に基づき退会したものとみなし、当契約を解約し残存期間の使用料を滞納会費に充てるものとする。

(管理体制)

- 第7条
1. 石垣市観光協会公式サイト管理は本会職員がその業務に当たるものとする。